

消費者金融等と約10年以上の取引がある方・ 消費者金融等の借金を完済した方は 相談無料！ 秘密厳守 (要電話予約)



明るい未来のために

借金でお困りの方へ

弁護士による債務整理には、自己破産の他に、任意整理・過払金返還請求という方法があります。いずれの手段をとっても、消費者金融などから嫌がらせ等を受けることは一切ありません。

任意整理・過払金返還請求とは

弁護士に債務整理を依頼すれば、貸金業者は以後取り立てができなくなり、いったん支払いを止められます。また、消費者金融会社などは、利息制限法違反の利率(グレーゾーン金利)で貸付を行っている場合がほとんどなので、支払った消費者金融と10年以上の取引があれば、過払金が数百万になっている場合が多いです。この払い過ぎの利息と残債務を相殺することで、借金を減らしたり、残債務以上に利息を払い過ぎていれば、お金を取り返すことができます。

法律違反の分の利息(通常18%または15%を超える利息)は取り返すことができます。

中小企業経営者・自営業の方へ

商工ローンによる貸付についても全く同様の処理が可能です。保証人や担保をとられていたとしても、必要以上に恐れることはありません。是非ご相談下さい。

消費者金融などの借金を完済した方へ

消費者金融に限らず、クレジット会社のキャッシングであっても、今から10年以内に、年20%超の利息の借金を完済した方であれば、原則としてどなたでも過払金を取り戻すことができます。現在借金のない方もお気軽にご相談下さい。完済者については、私の着手金(仕事を始める前に支払う弁護士費用)は無料です。回収した過払金の中から、成功報酬をいただければ十分だからです。過払金を取り戻すポイントでなければ、このようなことは出来ません。

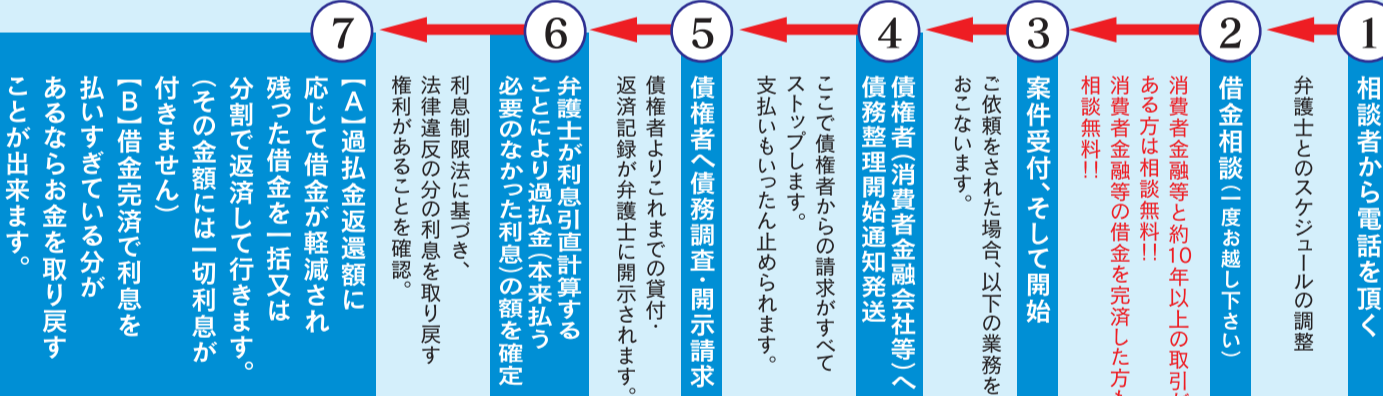
融資審査が厳しくなっている昨今ですが、ヤミ金などには手を出さずには是非、相談へいらしてください。

※近年、法的資格がないにもかかわらず、ポランティア団体などを名のり、債務処理を行う者がいます。相談前に必ず法的資格を確認して下さい。

相談の際にお持ちいただくもの

- 借入先の一覧表 (借金が残っている業者、及び、完済した業者をすべて書いて下さい。現在の債務額、取引開始時期、取引終了時期、担保や保証人の有無を、大まかにでも良いので思い出して整理して書いて下さい。)
- 取引関係書類 (捨ててしまっても大丈夫ですが、ある場合はそろえて持ってきて下さい。)
- 借入用カード (なくても大丈夫ですが、ある場合は持ってきて下さい。)
- 印鑑

任意整理・過払金返還までの流れ



費用分割可!!

◆Kさんの事例

最初はこういう状態でした。(Kさんの事例)

消費者金融10社 (①~⑩)	
①借金 50万円	(取引開始時期平成16年)
②借金 50万円	(取引開始時期平成14年)
③借金 50万円	(取引開始時期平成13年)
④借金 70万円	(取引開始時期平成11年)
⑤借金 70万円	(取引開始時期平成9年)
⑥借金 100万円	(取引開始時期平成6年)
⑦借金 100万円	(取引開始時期平成3年)
⑧借金0円(完済)	(平成18年取引終了)
⑨借金0円(完済)	(平成14年取引終了)
⑩借金0円(完済)	(平成9年取引終了)

STEP2 弁護士による任意整理・過払金返還請求の結果、こうなりました。

消費者金融10社 (①~⑩)	
①借金35万円	過払金0円
②借金10万円	過払金0円
③借金0円(完済)	過払金15万円
④借金0円(完済)	過払金50万円
⑤借金0円(完済)	過払金85万円
⑥借金0円(完済)	過払金155万円
⑦借金0円(完済)	過払金270万円
⑧借金0円(完済)	過払金30万円
⑨借金0円(完済)	過払金110万円
⑩借金0円(完済)	過払金0円(時効消滅)

※10年以内に完済し、現在借金のない方でも過払金は取り戻せます。過払金の相談だけでも無料ですのでお気軽にご相談下さい。

サラ金の「和解」にたまされるな!!

最近の消費者金融は「支払条件変更通知書」などの書類を送り「特別優遇」などと言って借金の一部「免除」や「和解契約」を提案してきます。絶対にこれにだまされたいけません。消費者金融がなぜこんな提案をするのかというところ、もし弁護士が介入して任意整理を行った場合、これよりはるかに大きな額の減額となるか、既に借金は消滅して過払金が発生しているのを見越して、少しでも自らの損害を少なくするため、弁護士のとらへる行かのように誘導しているのではありません。このような提案を消費者金融から受けている方は過払金が発生している可能性大です。是非相談にお越しになることをお勧めします。また、このような提案にだまされて支払ってしまった場合でも過払金があれば取り戻すことが可能である場合がほとんどなので、あきらめずに相談へお越し下さい。

法律相談を希望される方は、必ず事前にお電話でご予約をお願いいたします。



佐賀県弁護士会所属

西九州総合法律事務所 弁護士 福田 大志

0954-27-8056 武雄市武雄町大字武雄5650-26 受付/ (月~金) 9:00~18:00

完済した方は自己負担金ゼロ! 取り戻した過払金の中から成功報酬をいただくのみです。詳しくはお電話またはブログをご覧ください。http://fukuda-hiroshi.seesaa.net/

